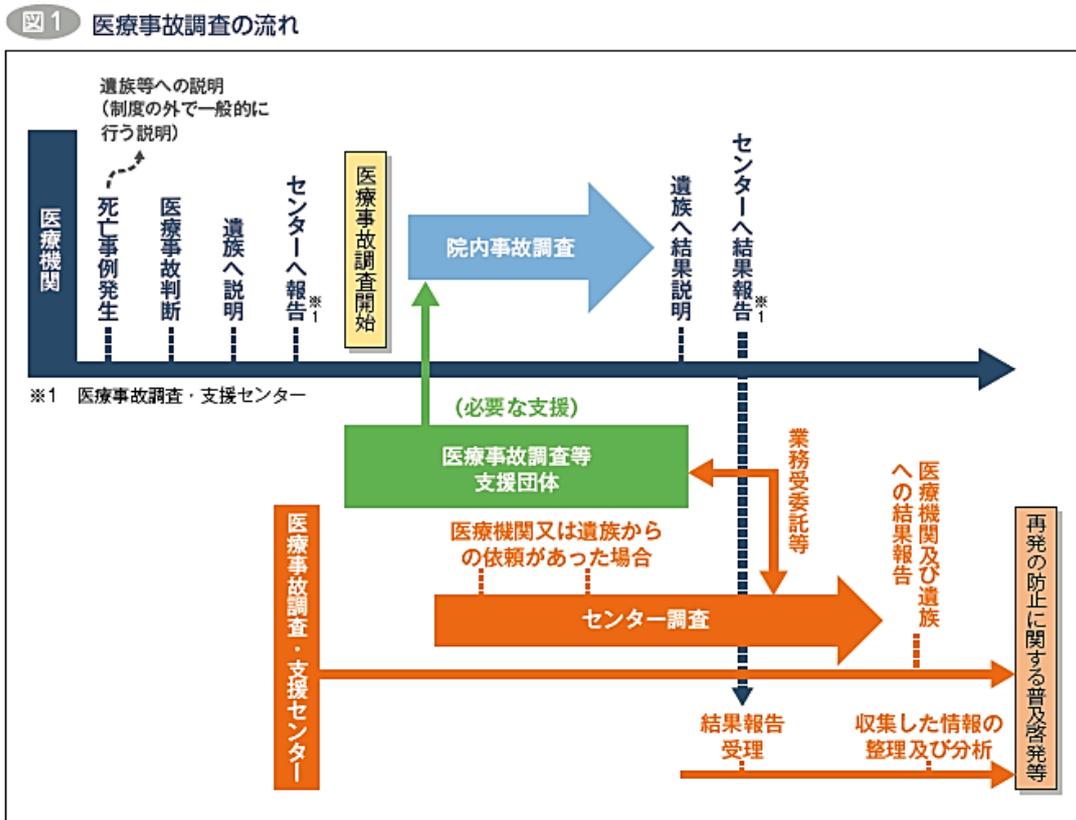


10. 医療事故調査制度による死亡事故発生時の対応

1) 医療事故調査の流れ

医療事故調査は図1のような流れで行われる。



出典：厚生労働省 HP 「医療事故調査制度について 1 制度の概要 概要図」、アクセス年月日 2015/8/24 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/0000061201.html>) を一部改変

2) 医療事故の定義

- (1) 医療法第6条の10、「当該病院に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は、起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして、厚生労働省で定めるものをいう。

本制度の対象となる医療事故 * 過誤の有無は問わない。

	医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡または死産
管理者が予期しなかったもの	制度の対象	—
管理者が予期したもの	—	—

「医療に起因する(疑いを含む)」死亡または死産の考え方

医療(下記)に起因し、又は起因すると疑われる死亡または死産の考え方	左記に含まれない死亡又は死産
<ul style="list-style-type: none"> ■ 診察 <ul style="list-style-type: none"> ・徴候または症状に関連するもの ■ 検査等(経過観察を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・検体検査に関連するもの ・生体検査に関連するもの ・診断穿刺・検体採取に関連するもの ・画像検査に関連するもの ■ 治療(経過観察を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・投薬・注射(輸血を含む)に関連するもの ・リハビリテーションに関連するもの ・処置に関連するもの ・手術(分娩を含む)に関連するもの ・麻酔に関連するもの ・放射線治療に関連するもの ・医療機器の使用に関連するもの ■ その他 <p>以下の事案については管理者が医療に起因し、または起因すると疑われると判断したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養に関するもの、転倒転落、誤嚥、患者の隔離、身体的拘束・身体抑制に関連するもの 	<p>左記以外のもの</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施設管理に関連するもの <ul style="list-style-type: none"> ・火災等に関連するもの ・地震や落雷等、天災によるもの ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ■ 併発症(提供した医療に関連のない、偶発的に生じた疾患) ■ 原病の進行 ■ 自殺(本人の意図によるもの) ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・院内で発生した殺人・傷害致死、等

予期しなかったものとして厚生労働省令で定めるもの

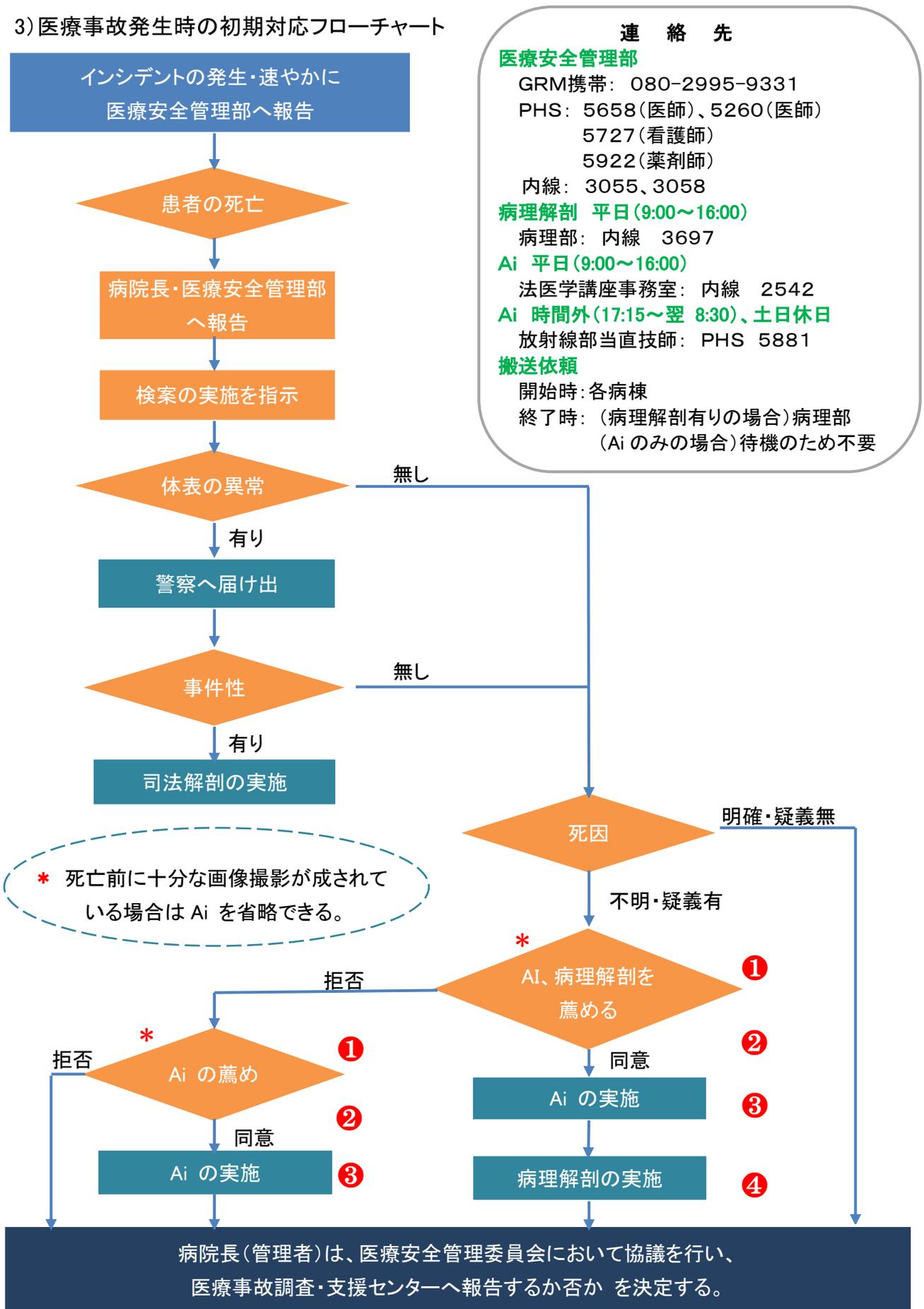
<p>当該死亡または死産が予期されていなかったものとして、以下の事項のいずれにも該当しないと管理者が認めた者</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの 二 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの 三 管理者が、当該医療の提供に係る医療従事者等からの実情の聴取及び、医療の安全管理のための委員会(当該委員会を開催している場合に限る。)から意見の聴取を行った上で、当該医療の提供前に、当該医療の提供に係る医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていると認めた者

*省令第一号及び第二号に該当するものは、一般的な死亡の可能性についての説明や記録ではなく、当該患者個人の臨床経過等を踏まえて、当該死亡又は死産が起こりうることについての説明及び記録であることに留意する事。

*患者等に対し当該死亡又は死産が予期されていることを説明する際は、医療法第一条の四第二項の規定に基づき、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めること。

出典: 厚生労働省医政発 0508 第一号「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行(医療事故調査制度)について」(平成27年5月8日)

3) 医療事故発生時の初期対応フローチャート



4)医療事故発生時(疑われる場合を含む)の病理解剖及び Ai 実施マニュアル

主治医・診療科長

- ① ご遺族に Ai、病理解剖を勧める。病理解剖の同意を得られない場合は、Ai のみでも実施させていただくように勧める。
- ② ご遺族に Ai、病理解剖の同意を得た後、死後 CT 撮影に関する遺族の同意書、病理解剖に関する遺族の同意書に記名して頂く。

Ai、病理解剖を平日勤務時間内に実施するように調整する。

当該診療科は、必ずAi、病理解剖に立ち合い、詳細な医療情報提供を行う。

③ Ai の実施

平日の時間内(9:00~16:00)

- 1) 法医学講座(内線 2542)へ電話で Ai の申し込みを行う(予期せぬ死亡であると伝える)。
- 2) Ai 開始時間の調整を行う。
- 3) 法医学講座が同意書を確認後、主治医が医事課医事係へ提出する。
(法医解剖室への搬送を円滑に行うため、医療従事者が 1 名同乗し、搬送業者の案内をお願いします。)

夜間・土日休日

- 1) 放射線部当直技師(PHS 5881)へ電話で Ai の申し込みを行う(予期せぬ死亡であると伝える)。
- 2) 電子カルテ、オーダー画面より Ai のオーダー入力する。コメントに「Ai、医療安全管理部との協議済」を入力する。
- 3) Ai 開始時間の調整を行う。
- 4) 放射線部当直技師が同意書を確認後、主治医が医事課医事係へ提出する。

④ 病理解剖の実施 (平日 9:00~16:00 のみ)

- 1) 病理部(内線 3697)へ電話で解剖の申し込みを行う(予期せぬ死亡であると伝える)。
- 2) 病理解剖開始時間の調整を行う。
- 3) 電子カルテ、オーダー画面より病理解剖依頼書にオーダー入力する。
- 4) 病理解剖依頼書を印刷する。
- 5) 病理解剖依頼書と同意書を病理解剖室に持参する。
- 6) 病理解剖担当医が同意書を確認後、主治医が医事課医事係に提出する。

インシデントレポートで報告する。

法医学講座

- ② 病理部に病理解剖開始時間を確認し、Ai 開始時間の調整を行う(必ず、先にAiを実施する)。
Ai 開始時間を主治医(診療科長)へ連絡する。

放射線部

- ② Ai 開始時間を主治医(診療科長)へ連絡する。

病理部

- ② 法医学講座に Ai 開始時間を確認し、病理解剖開始時間の調整を行う(必ず、先にAiを実施する)。
病理解剖開始時間を主治医(診療科長)へ連絡する。
- ④ 病理解剖終了後、搬送業者へ連絡する。

病棟スタッフ

- ② Ai、病理解剖の開始時間が決定後、直ちに契約搬送業者へ連絡する。
- ③ Ai 終了後、「Ai 実施連絡書」を医事課医事係へ提出する。

平日の時間内に Ai と病理解剖を実施する場合

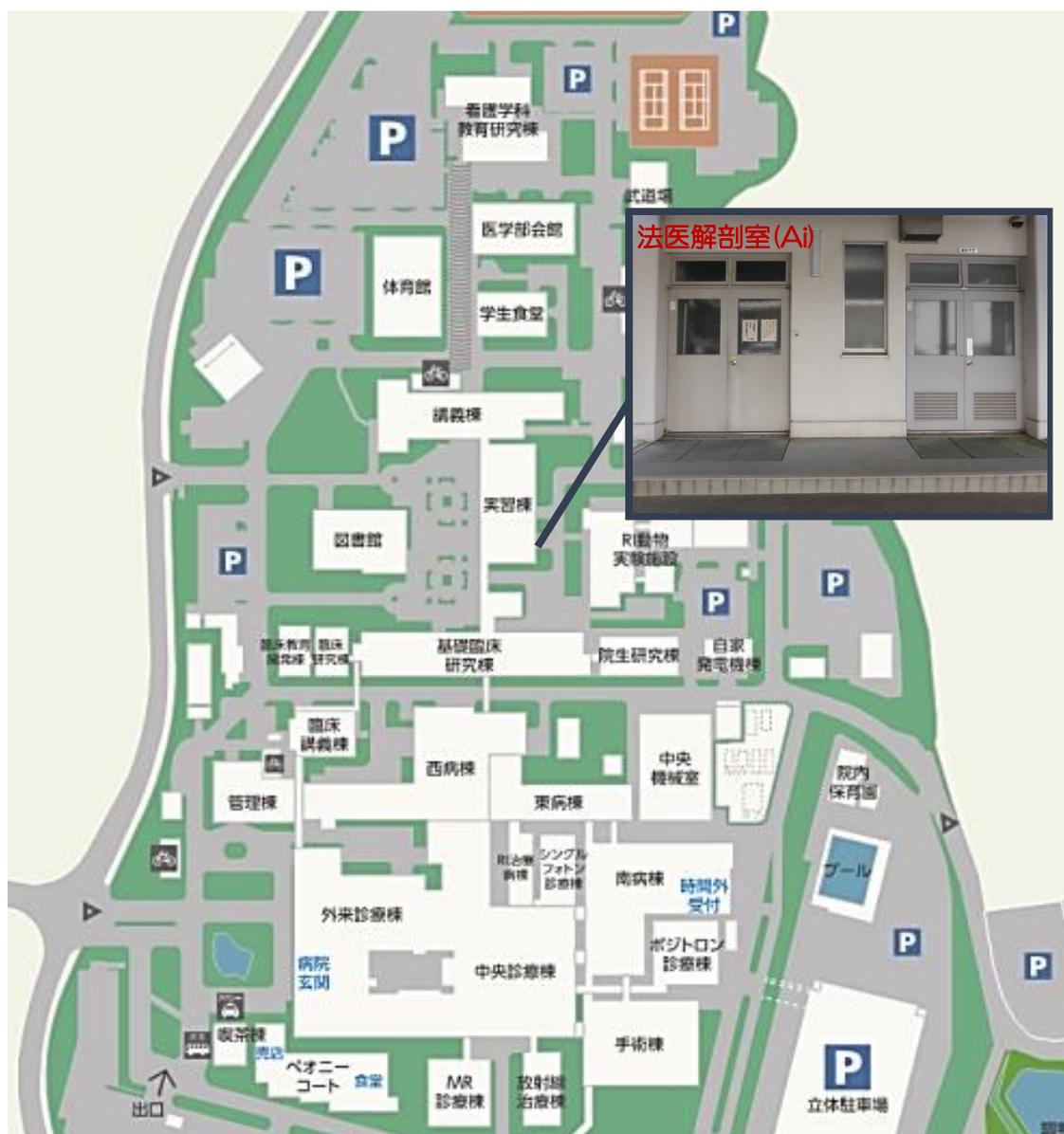
- ② 霊安室へ搬送を行う。

夜間・土日休日に Ai のみ実施する場合

- ② CT 室への搬送を行う。
- ③ Ai 終了後、霊安室への搬送を行う。

<撮影に関して>

- ◎撮影部位は頭部から骨盤下部までで約 15～30 分を要する。
- ◎装置の操作は原則、法医学講座教室員が行う。
- ◎読影は主治医・担当医が行う。Ai 情報センターへ読影依頼を行う。
(Ai センター依頼用の「遺族の同意書」が別途必要である。)
- ◎画像データは DVD 等(依頼者で準備が必要)で提供可能である。



死後 CT 撮影に関する遺族の同意書

亡くなられた方の ID _____

お名前 _____ 様 男・女 (_____ 歳)

死亡年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

この書類は、死後 CT 撮影の同意に関する事等について説明するものです。
これは、死因等の最終確認を行うことにより、医学・診療技術の向上に貢献することを目的としています。

- ・撮影に同意いただきました場合は、CT 装置による画像撮影を実施します。
- ・ご遺体に何らかの操作を加えることはありません。
- ・得られた医療情報の個人情報については秘密が守られます。

説明者 所属 _____ 担当医師名 _____

_____ 所属 _____ 担当医師名 _____

死後に実施する CT に関して、上記の説明を受け、同意します。

香川大学医学部附属病院長 殿

_____ 年 _____ 月 _____ 日

お名前 (自署) _____

_____ 亡くなられた方との続柄

_____ ご住所